

障害年金請求代行手続き

料 金 表

契約開始時 着手金※1 30,000円

※1 着手金には「保険料納付要件の確認」、「病歴・就労状況等申立書の作成」、「年金請求書の作成・手続き」が含まれます。

受給決定後 成功報酬 次の①~③のいずれかのうち最も高い額となります。

- ① 年金証書に記載された支給年金額の2か月分
- ② 認定日請求による遡及(※2)支給決定の場合には初回支給額の20%
- ③ 障害手当金の場合にはその額の20%

※2 遡及(そきゆう)支給とは、最大で過去5年間を遡って受給出来た場合の年金を一回で受け取ることをいいます。